

カンボジア和平と日本外交 —独自の和平案策定をめぐる—

田中康友*

Japanese Engagement in Cambodia Peace Process

Yasutomo Tanaka*

Received December 26, 2013

Abstract

In August 1989, the Paris Conference on the Cambodia failed in guiding the Cambodian conflict to a peaceful settlement, largely because the four factions (the State of Cambodia [SOC], the National United Front for an Independent, Peaceful, Neutral and Cooperative Cambodia [FUNCINPEC], the Khmer People's National Front Line [KPNFL], and the Khmer Rouge [KR]) could not build an agreement on the power sharing under the interim government. At the end of 1989, the Japanese government renewed its political leading role in searching for the engagement in the Cambodian peace process. It developed its own peace plan, hoping to be able to bring a deadlock to an end. What the government proposed was to change the power sharing from the original 25 percent among all of the four factions to 50 percent between the SOC and the Coalition Government of Democratic Kampuchea (CGDK), the latter of which included the other three factions above mentioned. Based on this plan, the Japanese government hosted the Tokyo conference in June 1990. Finally, the main parties signed the Paris Agreement on a Comprehensive Political Settlement of the Cambodia Conflict. The power sharing formula under the Supreme National Council (SNC), which the Japanese government had proposed, was thereby adopted on October 23, 1991.

Through the analysis of the memoirs written by the two Japanese diplomats, in this paper, I intend to explore the aim of the peace plan and why they thought such a plan was feasible.

はじめに

1979年12月のベトナムによるカンボジア侵攻以来、カンボジアでは内戦（カンボジア紛争）が続いていた。カンボジア内では、ベトナムの支援を受けたプノンペン政府に対して、シアヌーク派とソン・サン派、そして中国からの支援を受けたポル・ポト派（クマー

*未来創造学部 Faculty of Future Learning

ル・ルージュ)が1982年にタイの仲介の下で三派連合政府を樹立し対決してきた。三派連合政府はASEANからも支援を受けていたが、その実態は反越の下に連合を組んでいるだけで、必ずしも一枚岩ではなかった。

1977年の福田ドクトリン以降、独自の政治的役割としてASEANとインドシナとの平和共存のためベトナムとの関係確立に努めてきた日本¹⁾は、カンボジア紛争勃発後、ASEANの方針に従って、ASEANが支援する三派連合政府を支持してきた²⁾。経済大国としての政治的役割を求められるようになった日本は、1988年5月に「国際平和協力構想」において、人的貢献や平和のための外交努力などの「平和のための協力」を打ち出した。それ以降、カンボジア紛争についても、日本は単にASEANの方針に従って三派連合政府を支持するだけでなく、カンボジア紛争の解決に向けての外交に力を入れるようになった。

1989年7月末から8月にかけてのパリ和平会議では、日本は、国土復興・難民帰還を検討する第三委員会の議長国となった。会議の開催前には、ベトナムの反対により会議への参加自体が危ぶまれたが、水面下での外交工作の結果、「平和のための協力」を掲げていた日本は、第三委員会の議長国を務めることで面目を保った。しかしこの会議では、三派連合政府とASEANは、和平後四派對等の暫定政権を作り、その政権下で選挙を実施すべきだと主張するのに対し、プノンペン政府とベトナム側は、プノンペン政府は存続させたまま四派による民族和解評議会を作り、同評議会が選挙を実施するとして対立した³⁾。

結局この和平会議では、和平後の暫定政府の権力配分について合意に至らず、カンボジアに和平をもたらすことができなかった。権力配分の問題を解決するために、1989年11月24日、オーストラリアのエヴァンス外相が、カンボジアの統治を四派による暫定政権から国連に委任することを提案した。この提案に基づいて、1990年1月から国連安全保障理事会の常任理事国(P5)がカンボジア和平についての討議を開始した。日本は、カンボジア和平における政治的役割に意欲を見せていたにもかかわらず、カンボジアの四派とともにP5プロセスから外される形となった。

日本は、このP5プロセスを問題視していた。なぜなら、国連による暫定統治は、カンボジア各派から主権を一時的に剥奪することになるからである。そこで、日本は1989年末に独自の和平案を作成して、最高国民評議会(SNC)の構成を四派對等から三派連合政府とプノンペン政府の間で50対50にすることを柱に、外交工作をすることを決めたのである。この50対50の権力配分は、1990年6月にタイとともに日本がカンボジア和平のための東京会議を開催したことにより定式化され、その後1992年10月のパリ和平協定に取り入れられることとなった。ただし東京会議では、ポル・ポト派の強硬な反対により、プノンペン政府とシアヌーク派との間でだけ合意された。

東京会議開催に至る日本外交に対しては、先行研究において肯定的評価と否定的評価に分れている。例えば、添谷芳秀は「この東京会談で初めて打ち出された様式は、その3ヵ月後ジャカルタにおいてクメール・ルージュを含めた紛争四派すべてに受け入れられ、カンボジア和平プロセスは大きく前進することとなる⁴⁾」として、肯定的に評価していた。他方で、オーストラリアのイニシアティブについて研究するケン・ベリーは、東京会議を否定的に評価する。なぜなら、第一に、東京会議の結果、プノンペン政府は自らの正統性が増したと認識し、プノンペン政府とそれを支持するベトナムは暫定統治における国連の役割に対して態度を硬化させたからである。第二に、プノンペン政府は最高国民評議会の構成において50対50の権力配分にこだわるだけでなく、ポル・ポト派の政権復帰を阻止できる勢力として西側諸国やその他の国々から自らが評価されるまで、和平交渉に参加しようとしなくなったからである⁵⁾。

しかし、これらの先行研究では、執筆時の史料的限界から、日本政府の意図については

十分に分析されていなかった。本稿では、二人の外交官、河野雅治⁶⁾と池田維⁷⁾の回想録の分析を通じて、東京会議開催に至る日本の政治的役割の意図について分析していきたい。河野は南東アジア第一課長として、池田は在タイ大使館公使兼カンボジア臨時代理大使として、このプロセスにかかわった外交官である⁸⁾。

彼らの回想録が出版され日本政府の意図がつかめるようになり、東京会議開催に至る日本の外交努力に対する評価は上がった。例えば、小笠原高雪は、「東京会議を先見性に基づく果敢とみるか、危険な見切り発車とみるかは、評価の分かれるところであろう」と指摘した上で、自身は前者の立場をとると明言している⁹⁾。また、波多野澄夫も「アジア局（南東アジア一課）の和平案の斬新さは、三派連合に固執せず、クメール・ルージュの切り離しを明確にした点、ヘン・サムリン政権〔「プノンペン政府」〕のこと。以下、文中では「プノンペン政府」で統一するが、引用部分については、元の表記のままで記載する〕を和平の一方の当事者として認知した点にある。それはASEANにも、米仏にも描かれていない和平構想であった」（〔 〕内は筆者）と高く評価していた¹⁰⁾。

そもそも日本独自の和平案の延長線上に東京会議があったと捉えるならば、独自の和平案にどのような狙いがあり、そして実現可能性をどのように見積もっていたのかを明らかにする必要がある。その意味で、上記の先行研究も、東京会議に対する評価のみにとどまっている。

そこで本稿では、河野と池田という二人の外交官の回想録を分析することにより、日本独自の和平案の狙いと勝算について検討する。日本政府は、カンボジア国内の紛争当事者を直接支援するタイ、ベトナム、中国の間でカンボジアの中立化という合意を作り出すことによりカンボジア紛争のカンボジア化を進め、その結果カンボジア内の紛争当事者は外部からの支援を失うため政治的解決を受け入れる可能性が芽生えたと判断していたことを論証したい。

政治的役割を求める日本

カンボジア紛争勃発後、日本政府は、カンボジア紛争に関してASEANを支持し、特段積極的な政策をとってこなかった。しかし日本政府が、政治的役割へのモメンタムを取り戻す契機となったのは、竹下登首相による「国際協力構想」の提唱である¹¹⁾。

1988年5月4日竹下首相は、ロンドン市長主催昼食会で「世界に貢献する日本」として「増大した国力に相応しい役割を積極的に果たすこと」を掲げて、「平和のための協力」「国際文化交流の強化」「政府開発援助（ODA）の拡充」という「3つの柱から成る日本の『国際協力構想』」を表明した。このうち「平和のための協力」に関しては、憲法上「軍事面の協力を行えない」としても「世界の平和について拱手傍観すべきでない」とし、「紛争解決のための外交努力への積極的参加、要員の派遣、資金協力等を含む、新たな『平和のための協力』の構想を確立し、国際平和の維持強化への貢献」を約束したのである¹²⁾。

後にカンボジア和平に深く関与することになる池田は、情報調査局の一員として国際協力構想の原案作成のためのタスク・フォースに加わった。池田は、回想録の中で次のような背景説明を行っている。「第二次大戦後長らく、国際社会において相対的に小さな地位しか占めてこなかった日本にとって、国際環境はあくまでも日本自身がそこに適応すべき与件」でしかなかった。しかし、「世界第二位のGNP（国民総生産）を持つ経済大国となった日本が、戦争と平和の問題にも適切な関心を払い、新しい国際環境（人によっては「秩序」と呼ぶ）の形成に参画しなければならない」という問題意識が、国際協力構想の背景にあったと指摘する¹³⁾。秩序形成への参画という意味では、国際協力構想の3つの柱の

うち「平和のための協力」が、もっとも大きな政治的役割であったことがうかがえる。

では、「平和のための協力」とはいかなるものであったのか。1か月後の6月1日、竹下首相は第3回国連軍縮特別総会の中で、この構想に関して次の5点を挙げている。

- 1) 政治対話の強化や国際会議を通ずる協力等の外交努力
- 2) 国連の紛争予防のための活動に対する支援強化
- 3) 早期停戦と紛争の平和的解決のための国連などによる活動に対する資金協力及び選挙監視・輸送・通信・医療等といった分野における要員の派遣
- 4) 難民に対する援助強化
- 5) (資金面のみならず人的側面を含む) 復興援助への精力的な貢献¹⁴⁾

当時の外務省内では、新たな政策の目玉として3点目の人的貢献に力点が置かれていた¹⁵⁾。外務省内では、竹下首相のこの演説に合わせて、要員派遣を可能とする体制整備を検討するための「国際平和維持活動への人的協力のための作業グループ」が設置された¹⁶⁾。この作業グループは、総務課長、技術協力課長、条約課長、国連政策課長、企画課長、領事第一課長で構成され、国連政策課が事務局、国連政策課長が事務局長を務め、この作業グループの下に、各課から1、2名の課員で構成される担当者レベルの小部会を発足することとなった。作業グループは、6月中旬に作業を開始し、「7月中に中間報告を幹部に対して行うこととし、その時点で法案についての取扱い、各省との合議の取進め方等につき必要な決定を行う」とされた。

この作業のため、西ドイツ、アメリカ、イギリス、フィンランド、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フランス、カナダという10カ国の大使館に対し、国際的平和維持活動への要員協力の調査訓令が出された¹⁷⁾。この10カ国は、「1978年に設置された UNTAG (United Nations Transition Assistance Group : ナミビア独立支援のため設置。但し、南アによる不法占拠が続いているため、実際に展開できない状態が続いている) に対し文民派遣の用意がある旨国連に表明した諸国等の中から選定」された。この調査訓令を起案した国連政策課は、「文民派遣を拡大していく際には・・・〔現行法で可能な¹⁸⁾〕一般職公務員のみならず民間人よりも適当者を派遣し得る体制の整備が必要」(〔 〕内は筆者)という問題意識に基づき、「国連その他の国際的な平和維持活動に対し文民を派遣する際の根拠法の有無及び内容(条文入手希望)」や「リクルートの具体的方法」などの調査を求めた。この調査結果は、6月15日に開催された作業グループの第1回会合に資料として席上配布された¹⁹⁾。

「国際平和維持活動への人的協力のための作業グループ」は、設立時の予定通り、7月27日に中間報告をまとめた。この報告では、民間人からのリクルートのため「人材センター」の設立が提言されている²⁰⁾。このセンターの運営については、この中間報告の作成過程で、6月30日の作業グループ第3回会合に提出された「担当レベルの作業に関するとりあえずの報告」に詳述されている²¹⁾。この「とりあえずの報告」によれば、人材センター(担当者レベル会議で配布された資料では「平和協力事業団」という名称がつけられていた²²⁾)は、外務省の補助金と他からの寄付金による財団として設立され、JICA や NGO、大学等に広報を行い、派遣候補者の応募を受け付け、人材をプールし、そのリストを外務省に提出する。外務省は、国際機関等からの派遣要請を受けたときに、このリストの中から派遣者を決定する。派遣者として依頼を受けた民間人は、人材センターで研修・訓練を受け、現地の活動に従事し、活動終了後には人材センターによる復職のあっせんを受けられる。すなわち、人材センターは「JICA に匹敵するようなリクルートから研修・訓練、派遣、帰国後の復職にいたるまでのプロセスを統一的に扱っていくことができる組織」として想定されていたのである。作業グループの中間報告が作成された時点で、国連局は、翌年度の予算で人材センター設立のための調査費を要求することにしていた²³⁾。

では「平和のための協力」は、カンボジア紛争を視野に入れていたのか。竹下の国連軍縮特別総会での演説では、「確固たる平和の基盤を作るための外交努力」を行うべき課題として、イラン・イラク紛争、中東和平問題と並んで、次のようにカンボジア紛争について言及している。

カンボディア問題については、私は、国民和解を目指すシハヌーク殿下の和平努力が結実するよう、同殿下の努力をできる限り支援しつつ、他の諸国にもその必要性を訴えて参りたいと存じます²⁴⁾。

作業グループは、さらに踏み込んで、カンボジアを将来要員派遣の可能性がある地域と見ていた。中間報告では、「アフガン、イラン、イラク、カンボディア、アンゴラ（ナミビア）、中南米等の動向により、このため〔要員派遣のため〕のニーズが数年内に急速に生ずる可能性は十分にあり」と言及され、ゆえに「今後我が国がかかる分野で積極的な活動をなすうためには、民間人の派遣をも含めた基本法を制定」する必要があることの根拠としていた（〔 〕内は筆者）²⁵⁾。

他方で、作業グループは、一貫して自衛隊派遣の問題を直接的な議論の対象とはしてこなかった。しかし中間報告では、「今回の立法は、この問題の推進のための布石ともとらえることができるよう将来の自衛隊（員）派遣を封ずることのないように留意する。かかる観点からして、将来にわたり手をしばられることとならないようにプレス対策も含め対策を進めることが極めて重要」とされた²⁶⁾。

「平和のための協力」を打ち出した日本は、次に見るパリ和平会議での政治的役割を求めたのである。

パリ和平会議

1989年4月、ベトナムとプノンペン政府は9月末までのベトナム軍の完全撤退を表明すると、撤退の検証が新たな課題として浮上してきた²⁷⁾。1989年5月2日、ジャカルタで、ソン・サン派のソン・サン首相を交えて4回目のシアヌーク＝フン・セン会談が開かれ、ベトナム軍の撤退や撤退後の総選挙などを監視する国際監視機構の設立が合意され、その構成国を決めるため8月にパリで国際会議を開くことが決められた²⁸⁾。

さらにこの会談では、シアヌークがプノンペン政府に対して譲歩を示したため、カンボジア紛争の解決に向けた明るい兆しが見られた。まず、プノンペン政府はベトナム軍撤退後外国からの武器援助を受け入れないことを要求していたが、シアヌークがこれを了承した²⁹⁾。また、プノンペン政府が拒否してきたプノンペン政府の統治機構解体の要求を取り下げた。さらには、プノンペン政府が複数政党制導入のための憲法改正を受け入れるなら、早ければ10月に国家元首として祖国に復帰して暫定政府づくりに着手することを約した。さらには、ボル・ポト派からの同意が得られない場合には、ボル・ポト派抜きで暫定政府をつくることも示唆したと言われている³⁰⁾。

紛争解決の行方は、7月30日から1カ月にわたって開かれることとなったパリ和平会議に託されることとなった。ところが、この会議が開かれるときには、すでに紛争解決に向けた機運は消え失せていた。パリ会議に先だって7月24日から、パリでカンボジア四派による円卓会議が開かれた。この会議では、会議直前からシアヌークが、「ボル・ポト派抜きの政治解決は、内戦を激化させるばかり。むしろ政治的な枠組みの中に彼らを含め、足かせをはめないと危険だ」と強調し始めたため、ボル・ポト派の扱いをめぐる、暫定政

府から実質的に排除したいプノンペン政府と暫定政府への取り込みを図りたい三派連合政府とが鋭く対立した。パリ和平会議の代表団の構成についても、フン・セン首相はプノンペン政府と三派連合政府の二代表で参加すべきだと主張しているのに対し、三派連合政府は三派にプノンペン政府を加えた四派でひとつの代表とすべきだとし、結局合意には至らなかった。このようにシアヌークの態度を硬化させたのは、長年中国の庇護の下にあったシアヌークが、ポル・ポト派の後ろ盾となっている中国からの圧力を受けたためと見られた³¹⁾。

パリ和平会議は、紛争当事者のカンボジア四派に加えて、ベトナム、ラオス、ASEAN、米英中ソ仏の国連安保理常任理事国、カナダ、日本、オーストラリアなど計 20 か国が参加し、国際監視機構の設立と停戦、選挙の実施を検討する第一委員会、中立・独立・主権の国際保障を検討する第二委員会、国土復興・難民帰還を検討する第三委員会、カンボジア四派と共同議長国のフランス、インドネシアによる和解政権樹立のための特別委員会が設立された³²⁾。

当初日本はベトナムからの反対もあり、パリ和平会議に参加できない可能性があった。しかし、水面下での外交工作が奏功して、会議に参加することが叶った。「和平会議と名のつく国際会議に参加するのは、戦後初の『快挙』だった」ので、日本は面目を保った。そればかりか、オーストラリアとともに第三委員会の共同議長国にも選ばれた³³⁾。

この会議では、国際監視機構の成立のような国際的側面だけでなく、紛争後の和解政権樹立といった国内的側面を合わせて話し合われることになっていたが、この問題は四派間の権力配分に関わる最も調整困難な課題として残った。もともと三派連合政府と ASEAN は、和平後四派對等の暫定政権を作り、その政権下で選挙を実施すべきだと主張するのに対し、プノンペン政府とベトナムは、プノンペン政府は存続させたまま、四派による民族和解評議会を作り、同評議会が選挙を実施するとして対立していた³⁴⁾。

フランスは、ベトナム軍撤退から総選挙の実施までの過渡期に、シアヌークとフン・セン首相の二者が同等に権力を配分する最高権力機構をつくるとともに、総選挙実施のための四派對等の機構を設立するという、三派連合政府の主張とプノンペン政府の主張を折衷した新提案をシアヌークに提示した³⁵⁾。

さらには、インドネシアとフランスが共同議長国として、シアヌークを国家元首とし、四派からなる国家評議会を作るとともに、プノンペン政府の行政機構はほぼ現状維持として、フン・セン首相をその首長にするという案も公にした。しかし、シアヌーク、プノンペン政府ともにこうした案には同意せず、また「あくまでも四派對等の権力配分に基づいた暫定政権を作るべきだ」と主張してきた ASEAN もこの提案を「ベトナム・プノンペン寄りだ」として非難した³⁶⁾。

結局、三派連合政府のみならずシンガポールや中国も包括的解決を主張し、国際監視機構の設立といった国際的側面のみを部分的解決でパリ和平会議を終えることに反対したため、第三委員会しか合意文書を採用できないままに、パリ和平会議は中断されることとなった³⁷⁾。

その後、カンボジア和平の行方は、オーストラリアのエヴァンス外相の提案により、カンボジアの当事者である四派の手から離れようとしていた。11月24日、エヴァンス外相はオーストラリア上院議会において、カンボジアの総選挙まで四派のうちどの派も国家を統治する立場に置かず、カンボジア各派の暫定政権に代わりに国連が直接統治することを提案したのである³⁸⁾。この提案を実現するために、エヴァンス外相はコストロ外務次官を各国に派遣し、シャトル外交を展開させた³⁹⁾。その後、アメリカのペーカー国務長官のイニシアティブにより、国連安保理の常任理事国 (P5) の外務次官会議が 1990年1月15日、16日にパリで開催された。P5の討議では、エヴァンス提案が議論の出発点となり、

以後 P5 プロセスがカンボジア和平の行方を左右することとなった⁴⁰⁾。

政治的役割の追求と日本独自の和平案作成

パリ和平会議で議長国になれたことで日本政府は安堵していたが、外交当局者の中には日本が新たなアプローチにより政治的役割を果たす必要性を強く感じる者もいた。河野は、回想録の中で、パリ和平会議後の心情を「我々外交担当者は、パリ会議に参加しながら、内心では復興援助を堂々と主張してみたところで、当事者に対し肝心の和平実現に向けてのプロセスを動かすほどの強いインパクトを与えることにはならないことを肌で感じ取っていた。いままでの『ASEAN 支持』だけではもはやカンボジア政策としては限界が来ており、そろそろ脱皮して、日本も和平の実現のため、もっと積極的な役割を果たす必要があると感じ始めていた⁴¹⁾」と吐露している。

しかし、エヴァンス提案以降、カンボジア和平の行方は、カンボジア国内の紛争当事者から国連の P5 の手にゆだねられようとしていた。同時に、日本もまた、和平プロセスにおいて「かやの外⁴²⁾」に置かれ、積極的な役割を果たす余地は失われつつあった。河野は、回想録の中で、その時の挫折感を「日本にしてみればパリでの会議も終わり、『さらに何か役割を果たしたい』と真剣に考え始めた矢先に、和平工作の舞台が五常任理事国（P-5）に移っていかうとしたのであるから、我々日本外交当局者の心理的な挫折は大きかった。安保理の常任理事国でない日本は、和平プロセスの『入口』から物理的に排除されようとしていた」と表現している⁴³⁾。こうした「かやの外」におかれるという「いわば負の心理的な要因も、日本がカンボジアで独自の外交を展開していく上でのエネルギー源⁴⁴⁾」となり、日本政府は政治的役割を果たすため、独自の和平案の策定を試みたのである。

外務省内では、アジア局案と国連局案の二つの和平案が用意された。「アジア局の作成した和平案は、どちらかというカンボジア人の中での妥協が成立することを期待した内容となり、国連局の案は、カンボジア人に任せても和平は実現しないとの前提から出発したもの⁴⁵⁾」となり、二つの和平案の間には大きな相違点があった。和平案の政策決定過程で、両局は、栗山尚一事務次官を前に、次のような議論を戦わせた。南東アジア第一課長の河野は、国連局国連政策課長の高須幸雄に対して、「国連局のお考えは、オーストラリアのエヴァンス外相提案の焼き直しですね。国連を活用する点で優れた考えかもしれない。しかし、それを日本が提案することのうま味はどこにあるのか？日本の入れない所で決められていくような和平案を提案することは、日本の国益を考えれば自殺行為としか思えない」と言い放っている⁴⁶⁾。この発言は、P5 による和平プロセスに参画できない苛立ちと符合するものであった。他方、国連局の高須は、「世の中の大勢は国連安保理主導の和平の実現だよ。大体カンボジア各派の間でパワーシェアリングについて妥協が成立するわけがないじゃないですか。アジア局はまだカンボジア人の力量に未練を持っているのですか？」と反論している⁴⁷⁾。

最終的には、アジア局案が日本の和平案として決定された。この和平案は、上記の「エヴァンス外相提案の焼き直し」という河野の発言と、河野の回想録に 1989 年 12 月 28 日に和平案が在京米国大使館の政務担当官書記官に伝えられたとの記述があることから、11 月 24 日のエヴァンス提案後からこのアメリカへの通告までの間に作成されたと推察される⁴⁸⁾。

河野の回想録によると、日本政府の和平案は、次のような内容になっていた。

- ① シハヌーク殿下は最高国民評議会（SNC）議長に就任する。最高国民評議会は抗越三派（CGDK）、ヘン・サムリン政権（PRK）双方から同数の委員で構成される。
- ② 和平が成立した後の暫定期間の日常行政を司る部門には、現実の行政実績を買って、フンセン首相が最終責任者となる。
- ③ 行政の各部門の長は「二人制」とし、抗越三派（CGDK）、ヘン・サムリン政権（PRK）それぞれから一名ずつ就任する。
- ④ 国連事務総長の特別代表は各部門に中立的な国際行政専門員を任命する。任命された国際行政専門員は両派の間で意見の対立が生じた場合には、中立的な立場から調整の労を取る。
- ⑤ 国連事務総長の特別代表は、選挙管理委員会委員長として総選挙を監督する。委員長の下、副委員長は対立する四派で構成する⁴⁹⁾。

日本政府にとって、この和平案は「シハヌーク殿下の下で、四派による暫定政府を設立し、包括和平の達成を目指すとの従来の方針を維持することに変わりはない⁵⁰⁾」が、権力配分の変更を提起することにポイントがあった。すなわち、そのポイントとは、パリ和平会議ではカンボジア四派間の権力配分を均等に 25%ずつにしようとしていたものを、プノンペン政府と三派連合政府との間で権力配分を 50 対 50 にすることであった⁵¹⁾。

なぜ日本政府は、独自の和平案の策定により権力配分の変更を提起しようとしたのか。次節では、日本政府の狙いについて検討する。

和平案作成の前提

アジア局は、P5 主導の和平プロセスのどこに問題を感じ、独自の和平案の策定を通じて、どのような政治的役割を果たそうとしたのか。

パリ和平会議では、和平後の暫定政府における権力配分をめぐってプノンペン政府と三派連合政府との対立の激しさが露呈した。そこでエヴァンス提案は、カンボジア各派の間で妥協が成立する見込みは低いと判断し、権力分配の問題を棚上げして国連による暫定統治で和平プロセスを進めようとしていた。

日本政府も、プノンペン政府と三派連合政府との間に、権力配分に関して大きな対立があることを認識していた。プノンペン政府は 50 対 50 の権力配分を要求するのみならず、暫定政府においてボル・ポト派を排除しようとしていた。他方、三派連合政府は、四派對等の権力配分を望むだけでなく、カンボジアを実質的に統治しているプノンペン政府を弱体化するために、プノンペン政府の行政機構を解体した上での暫定政府構築を主張していた⁵²⁾。

日本政府は、エヴァンス提案に関して「総選挙実施までの間は暫定的に国連がカンボジア国内を統治するとの考えには・・・賛成⁵³⁾」していた。また「ボル・ポト派に対する批判が国内で高まるアメリカやイギリス（西側諸国）としては、ボル・ポト派から政治権力を奪うことが必要」であったことも理解していた⁵⁴⁾。

しかし和平案を策定した外務省アジア局は、「四派構成による暫定政府を設立することを放棄⁵⁵⁾」して国連による暫定統治を実施することにより、カンボジア各派から政治権力を一時的に剥奪しようとしていることを問題視していた。カンボジアの各勢力は、和平後の暫定政府において出来るだけ大きな発言権を得たいと考えて、権力配分のあり方をめぐって激しく対立してきた。もし一時的に彼らから政治権力を剥奪して国連による暫定統治が行われれば、彼らは暫定政府における発言権を失うことになる。カンボジア各派は、

それを甘受するであろうか。アジア局は、たとえ「国連安保理常任理事国により作成する包括和平案がいかにか完璧に近いものだとしても、対立する各派が、そろって受け入れなければ、和平案は『絵に描いた餅』に過ぎない」し、P5 が和平案をカンボジア各派に「押し付けたところで長持ちしない」だろうと見ていた⁵⁶⁾。

そこで、「日本として何か役割を果たす余地」があるとすれば、P5 が作成する和平案を「どうやってカンボジア各派すべてに受け入れさせるか」という問題に取り組むことであった⁵⁷⁾。カンボジア各派に和平案を受け入れさせるには、「権力配分パワーシェアリングの問題は避けて通れない」。たとえ実質的に国連の統治下に置かれたとしても、「象徴的とはいえカンボジア人による国家の最高意思決定機関（例えば最高国民評議会＝SNC）の発足は不可欠」となる。独自の和平案において SNC の権力配分をプノンペン政府と三派連合政府とで 50 対 50 にすることを掲げて、エヴァンス提案では棚上げにされたこの権力配分の問題に一石を投じようとしたのである。

なぜ日本政府は、パリ和平会議と同様の四派對等ではなく、プノンペン政府と三派連合政府との権力配分として 50 対 50 を掲げたのか。

第一の理由は、日本政府がプノンペン政府の統治能力を評価したからである。これまでの 9 年間で、プノンペン政府は官僚機構を作り上げ、「軍事的にも政治的にも、国土の大部分を曲がりなりにも有効に統治するようになり」、「安定感と予側可能性」を備えていた⁵⁸⁾。さらには、1989 年 9 月 26 日にベトナム軍がカンボジアから撤退後、ポル・ポト派は、10 月の乾季入り後から、タイ・カンボジア国境よりカンボジア西部のパイリン市、さらには西部最大都市のバタンバン市に向けて進軍し、軍事的攻勢をかけてきたが、プノンペン政府の反撃により、11 月には戦局はこう着状態に陥った⁵⁹⁾。このことにより、プノンペン政府は、ベトナム軍がいなくても「自力で三派側の軍事的攻勢を十分に撥ね返すだけの実力」があることを証明して見せたのである⁶⁰⁾。こうした状況を捉えて、河野は、日本独自の和平案を作成する際にどのような考慮をしたのかを、次のように説明している。

国土の大半を実効支配しているらしいヘン・サムリン政権の統治能力は軽視できない。そのヘン・サムリン政権と、最近批判が高まってきているクメール・ルージュ派が同じ比率（25%）で権力の配分を受けるのはおかしいのではないか。仮説だが、ヘン・サムリン政権と抗越三派との間のパワーシェアリングは、むしろ 50%対 50%が正解なのではないか。この考えをベースに日本独自の和平についての考え方を築き上げて見てはどうか⁶¹⁾。

第二の理由は、和平後のカンボジアにおいて、ポル・ポト派の影響力を限定化するためである。日本政府はこれまで ASEAN の支持する三派連合政府を支持してきた。しかし、独自の和平案では、他の西側諸国と同様に、ポル・ポト派の「ジェノサイドに対する道義的な面からの嫌悪感をはっきりと内外に示」すと同時に、「将来の役割は最小限度に止めるとの態度を従来以上に明確に示」そうとした⁶²⁾。三派連合政府の中でポル・ポト派の存在価値は、「強力な軍事力が、どこまでプノンペン政権とベトナムに対する対抗力となりうるか、という点にかかっていた⁶³⁾」。しかし、すでにベトナム軍が撤退したことにより、強力な軍事力の必要性は低下するとともに、ポル・ポト派の存在意義も低下していったのである。

他方で、和平プロセスからポル・ポト派を完全に排除することもできない。確かに、前述の通り、ポル・ポト派はベトナム軍撤退後に攻勢を仕掛けたにもかかわらず、支配地域を拡大することができなかった。このことは、ポル・ポト派の軍事力に疑問符をつけさせることとなった。その結果、ポル・ポト派は、『山賊』のごとき不法集団となり、タイ・

カンボジア国境地帯のジャングルの中に住みついていても国際的にアウトローとなってしまう、その影響力は低下してしまうだろう」という見方もあった。しかし中国もまた、「軍事的・政治的に見て、クメール・ルージュの限界を認識せざるをえなかっただろう⁶⁴⁾」が、ベトナムに対する牽制というポル・ポト派の役割を考慮した場合、すぐに中国が支援をやめるとは思えなかった。すなわち、「中国の支援が続く限り、彼らは国際社会の中に強力な支援者を持っていることを意味するのであり、『孤立した不法集団』とはなりえない⁶⁵⁾」。したがって、ポル・ポト派も「国際的合意の枠の中に取り込んで、その中で、話し合いを通じて平和裏に彼らの役割を限定的なものに封じ込めてゆく」ことが必要であった⁶⁶⁾。

和平案の狙い —カンボジアの中立化

日本政府は、権力配分の変更を提起した和平案がカンボジアの各派に受け入れられる見込みをどのように見積もっていたのか。

プノンペン政府にとって、日本の和平案は、権力配分を 50 対 50 にするという点で、彼らの要求を満たすものであった。しかし、ポル・ポト派の排除を強硬に主張してきたプノンペン政府は、日本の和平案ではポル・ポト派を排除しきれていないことに満足をしなかったであろう。他方、ポル・ポト派にとって、日本の和平案は、暫定政府に移行するに当たり解体を求めているプノンペン政府の行政機構が温存されるのみならず、自らの権力配分が削られるので、より受け入れがたいものと思われた。こうした状況を見て、河野は、和平案作成の時点で「カンボジア各派が日本案を真剣に検討する状況からはほど遠かった」と評している⁶⁷⁾。

だが日本政府は、和平案が受け入れられる見込みが全くないとは見ていなかった。この紛争は、単にカンボジア四派間の内戦ということに留まらず、周辺利害国による代理戦争という側面も併せ持つ。中ソ対立や中越対立、緩衝地帯としてのカンボジアをめぐるタイとベトナムの歴史的な確執が、カンボジアの四派間の対立に色濃く投影されてきた⁶⁸⁾。しかし、ソ連のこの紛争からの退場に始まり、タイのプノンペン政府への接近、ベトナム軍のカンボジアからの撤退と、周辺利害国のこの紛争に対する関与に変化が生じてきた。そこに日本政府は、解決の糸口を見出し始めている。ここで再び池田の回想録を参照してみると、「カンボジア和平の過程とは、国際面で言えば・・・カンボジアの中立を保証する新しい均衡を作り出していく過程であった⁶⁹⁾」と特徴づけた上で、「日本が果たした役割とは、カンボジア各派の指導者や関係諸国と協力しつつ、新しい秩序—中立という均衡—の形成を目指して、和平過程を一步一步推し進めていくことであった⁷⁰⁾」としている。つまり日本政府が、周辺利害国の関係が変化したことを受けて、カンボジアの「中立という均衡」を形成するという目的をもって、外交行動を行おうとしたことを示唆している。しかし具体的な外交行動に関して、回想録の中では「日本の外交努力の目指すところは、和平過程において、誠実なる仲介者あるいは調停者としての役割をいかに発揮するか、国際社会のコンセンサス作りをいかにして助けるか、という点にあった⁷¹⁾」と述べている。では、「誠実なる仲介者あるいは調停者」として、「コンセンサス作り」という外交努力によって「中立という均衡」を作り出すとは、どういうことなのであろうか。

それは、決して日本がいわゆるバランスーのように自らもパワー・ポリティックスに関与して均衡を作り出そうとすることではない。後に詳述するように、日本政府は、中国、タイ、ベトナムの3カ国がこの紛争から手を引くことを模索しているを見ていた。しかし、一方的に紛争から手を引いてしまうと、敵対する国によって支援されたカンボジア内の勢

力が政治権力を独占してしまう可能性がある。池田が、回想録の中で「カンボジアにおける『パックス・ベトナムカ』(ベトナムの平和)とも言うべきプノンペン政権の存在については、結局、中国やタイの受け入れるところとはならなかった。逆にまた、クメール・ルージュが政権をとっていた時のように、明白な反越・親中のカンボジアは、ベトナムとしては断じて容認することのできないものだった⁷²⁾」と記しているように、日本政府は、依然としてこの3カ国にとって、いずれかの勢力が圧倒的な支配権をもつカンボジアは受け容れ難いと考えていた。その上で、このパワー・ポリティックスの極外にいる日本が、独自の和平案で50対50という権力配分を提起した上で周辺利害国への仲介を試みることによって、中国、タイ、ベトナムの間に、和平後のカンボジアにおいてどの勢力も圧倒的な支配権をもつことがないという「コンセンサス」を作り上げようとした。こうしたコンセンサスが得られれば、この3カ国が安心して紛争から手を引くことができ、結果的に周辺利害国の間にカンボジアの「中立という均衡」が成立する。

カンボジア四派が紛争を継続できたのは、周辺利害国からの支援によるところが大きい。ベトナムはプノンペン政府を支援し、中国とタイの両国は協力し合って、反越の三派連合政府、特に軍事面で最も強力に抵抗を続けていたポル・ポト派を支援してきた。カンボジア紛争の国際面を逆手に取り、もし「中立という均衡」が成立することによりカンボジア紛争のカンボジア化が進めば、紛争当事者は外部からの支援を失い、政治的解決を受け入れる可能性が芽生えるのである⁷³⁾。

和平案の勝算 —カンボジア紛争をめぐる国際力学の中で

なぜ日本ならば、この3カ国間でのコンセンサス作りに貢献できると考えたのか。

日本政府は、ASEAN支持の方針の下、三派連合政府に政府承認を与えてきた⁷⁴⁾。しかし実際には「東西冷戦下のインドシナにおいては、米ソ対立、中ソ対立、中越対立が重層的に複雑に絡み合っている存在し、・・・これらの対立要因が、いずれも武力衝突の可能性をばらんだものであったので、武力行使に憲法上の制約がある日本外交の出る幕がなかった」ため、日本政府自身は『『部外者』の立場を保』ってきた⁷⁵⁾。逆に、カンボジア紛争において「軍事的に一方の側に強く加担したことのない日本⁷⁶⁾」だからこそ、池田の言う「誠実なる仲介者あるいは調停者」(『オネスト・ブローカー』(誠実なる仲介者))という表現も使っている⁷⁷⁾として、この紛争から完全に手を引く機会を見計らっている中国、タイ、ベトナムの3カ国にとって、“渡りに船”となるような提案ができると判断したのである。

さらには、日本とのバイラテラルな関係から、この3カ国が日本の提案に耳を傾けると見ていた。

タイは、「戦場から市場へ」をスローガンに、パンサック(政策顧問団首席)、クライサック(チャチャイ首相の子息)、スラキアートといったチャチャイ政権の中核にあった首相府政策顧問団⁷⁸⁾たちが中心となって、「ベトナムとプノンペン政権の双方に対し、もっと融和的な政策をとり、そこにカンボジア問題解決の突破口を見つけ出そうとしていた⁷⁹⁾」。ソ連が対越援助を急速に減らしたことで経済的に困窮したベトナムは、カンボジアからの撤退に追い込まれて、すでにタイにとって直接的な軍事的脅威ではなくなり、「隣国であるカンボジア内部の分裂から生じる混乱や不安定が、タイに『スピルオーバー』(波及)することこそ脅威である、と彼らは見ていた」からである⁸⁰⁾。

彼らは、日本に対して和平後のインドシナにおける経済面での貢献に留まるだけでなく、政治・外交的役割を果たすことに期待を寄せていた⁸¹⁾。むしろ、「彼らは、日本がこの地

域において、経済的には大国であるが、政治・外交面では経済力相応の役割を果たしていないことに対し、常々批判的だった⁸²⁾」という。したがって日本の外交当局者は、タイにはそもそも日本の政治的役割を歓迎する素地があると見ていた。

日本の外交当局者の回想録には直接的な言及がないが、日本政府は、和平案自体に対してもタイが好意的に評価すると見ていたと思われる。タイは、早期の和平と和平後のカンボジアの安定を望んでいた⁸³⁾。すでにタイは、プノンペン政府との接触を開始していた。このことは、日本と同様に、タイもプノンペン政府の行政手腕に期待していることを示唆していた。したがって、日本の和平案は、タイにとっても望ましいものと推察できた。加えて、タイも、日本と同様に、P5 主導の和平プロセスから「かやの外」に置かれた。しかし、タイがプノンペン政府とのチャンネルを活かして、単独でイニシアティブを取ることには危険が伴った。中国は、これまで通りボル・ポト派を支援するため、支援ルートとなるタイとの協力関係が続くことを望んでいた。また、ベトナム戦争以来ベトナムに警戒心を持つアメリカは、ベトナムとプノンペン政府を一方向的に利することになるとされる動きに対しては依然として神経を尖らせていた⁸⁴⁾。すなわち、アメリカや中国は、タイのイニシアティブに反発する可能性があった。しかしタイが、日本のイニシアティブを支持するだけであれば、直接中国やアメリカからの反発を受けることはない。すなわち、日本政府の視点からすれば、タイは、自らイニシアティブをとりにくい外交上の課題に対して、日本がイニシアティブをとることを歓迎すると思われた。

タイが方針転換をすると、「中越間の対立こそがカンボジア紛争の核心として残されることとなった⁸⁵⁾。日本政府には、「当時カンボジア紛争の二大当時国であった中国・ベトナムは、ともに自らが先に動くことは、自らの利益にとって何ら得策とはならない、と信じ込んでいるよう」に見えた⁸⁶⁾。しかし同時に、「カンボジア紛争の收拾策については、シハヌーク殿下や関係国が既成事実を作り出し」たものを、中越両国は「受け入れ可能であればあとから追認していく、という基本方針をとっていたのではないかと推測されたのである⁸⁷⁾。

ベトナムにとって、ボル・ポト派を完全に排除できない日本の提案は、全面的に歓迎するものではなかったかもしれない。しかし、パリ和平会議においてベトナムの支持を背景に、プノンペン政府が和平後の暫定政府で権力配分の半分を占めることを強硬に主張してきたことを考慮すると、中国よりは受け入れやすいものであっただろう⁸⁸⁾。すでにカンボジアから軍を撤退させ、「打つべき手は打ったベトナムにとって、次なる一手はなかなか見つけ難い⁸⁹⁾」状況にあった。したがってベトナムが、中国よりも先に日本の提案を受け入れる可能性は薄かった。すなわち、ベトナムに受け入れてもらうには、中国からの譲歩を引き出すことが鍵となる。

他方、中国にとっては、日本の提案は好ましいものではなかったはずである。なぜなら中国は、ベトナムへの牽制のために、和平後もボル・ポト派に一定の権力基盤を残しておきたかったからである。しかし同時に、日本政府は、天安門事件で失墜した国際的イメージを回復するためにも、中国は、ジェノサイド（大量虐殺）により国際的に批判が高まりつつあるボル・ポト派との距離を取りたいと見ていた。河野は、当時の中国のボル・ポト派に対する見方を、回想録の中で「天安門事件以来、とかく国際社会の批判にさらされている中国である。クメール・ルージュ批判の矛先まで中国に向けられてはたまらない」と表現している⁹⁰⁾。池田も、回想録の中で、中国は彼らが当てにしてきたクメール・ルージュの力の限界を感じると同時に、天安門事件後「中国の人権抑圧というマイナス・イメージが中国のクメール・ルージュ支援と二重映しになり、中国の対外的イメージを著しく損なうことを中国政府としても真剣に考慮せざるをえなくなった」と指摘している⁹¹⁾。

ただ、中国からボル・ポト派を見限るようなことはできないが、「面子を保ちつつ、紛

爭取束を図りうる方途があるならば、そのような動きに協力しようとの考え方が出てきたとしても、何ら不思議ではなかった⁹²⁾。ポル・ポト派を「力」とし、シアヌークを「統合のシンボル」として、この二つの勢力を囲い込んできた中国にとって、日本の提案をシアヌークが受け入れ、中国がそれを追認することにより、中国としては「直接にベトナム、プノンペン政権に中国が譲歩していくという形にはならず、大国としての中国の面子を救うもの」になる⁹³⁾。また「通常、聞く耳を持たないクメール・ルージュが、耳を傾けるカンボジア人がいるとすれば、それは限界があるとは言え、シアヌーク殿下のみだった」ので、ポル・ポト派も、シアヌークの譲歩なら受け入れる可能性があるとしていた⁹⁴⁾。

さらに日本の外交当局者は、当時の中国との特異な関係が、中国に日本の提案を受け入れさせる可能性を感じていた。天安門事件後各国が中国に経済制裁を科す中、日本も1989年6月20日に1990年度から始まる第三次円借款の新規案件をめぐる協議や開発調査団の派遣を当面凍結することを発表し、29日には閣僚レベルの対中接触を見合わせることにした。他方で日本は、改革・開放路線をとる中国を国際社会に取り込むため、制裁により中国が孤立化することを避けようと対中関係の維持に努めた。7月のアルシュ・サミットでは、日本の主張が取り入れられて、「中国に関する宣言」に「中国当局が、政治、経済改革と開放へ向けての動きを再開することにより、中国の孤立化を避け、可能な限り早期に協力関係への復帰をもたらす条件を創り出すよう期待する⁹⁵⁾」という文言が入った。また、依然として新規プロジェクトについては凍結されたままであったが、8月18日には既存の援助案件については再開を決定した。さらに、パリ和平会議中の8月29日には中山太郎外相が劉述卿外交部副部長との会談を行い、9月には日中友好協議員連盟会長の伊藤正義元副総理を団長とする訪問団が中国を訪問した。こうした接触を皮切りに、9月25日天安門事件当日に出された渡航自粛勧告が解除されると、政財界の中国訪問ラッシュが再開された。さらに12月5日、天安門事件前に決定済みであった合計48億7600万円、4案件の89年度分の無償資金協力供与に関して、日中両政府は書簡を交換した⁹⁶⁾。したがって、天安門事件後から独自の和平案の作成までの時期に、外交当局者としては「G7諸国との関係で外交的孤立状態にあった中国に対し、限定的にせよ、これに支援の手を差し伸べていたのは、当時、西側では日本だけだった。中国はそのことを高く評価してい」と見ていた。その結果、「そのような全般的な日中関係の文脈の中で、カンボジア問題を見る時、中国としては、日本の外交努力を無視し去ることはできない状況にある」と確信していたのである⁹⁷⁾。

おわりに

本稿では、日本が「平和のための協力」により政治的役割を果たすことを強く表明して以来、カンボジア和平にどのように関わろうとしてきたのかを見てきた。特に、パリ和平会議後、カンボジア四派間の権力配分の変更を盛り込んだ独自の和平案を策定した前提とその狙いや勝算について検討してきた。

本稿の分析の結果、次のように結論づけられる。日本政府はカンボジア紛争の国際的側面に着目し、カンボジア国外のアクターであるタイ、ベトナム、中国はいずれもこの紛争から手を引こうとしていたと見ていた。日本がこうした国々にとって“渡りに船”となるような提案ができれば、カンボジアの「中立という均衡」が成立することになり、カンボジア紛争のカンボジア化が進む。その結果、紛争当事者は外部からの支援を失って政治的解決を受け入れる可能性が芽生えたと判断していたのである。

今後の課題として、情報公開請求により開示となった外交文書によって、二人の外交官

の証言を裏付けていきたい。

注

- 1) 福田ドクトリンの政策立案過程については、拙稿「ポスト・ベトナムの東南アジア安定化政策としての福田ドクトリン——外務省アジア局の政策形成プロセスに着目して」『アジア研究』、第45巻第1号（1999年6月）、29-60ページを参照されたい。ベトナムとの関係確立に関する対越政策については、拙稿「ベトナム戦争終結と日本外交—戦後秩序をめぐる経済大国としての外交—」『国際政治』130号（2002年5月）、143-159ページも参照されたい。
- 2) アメリカも三派連合政府を表面的には支持しつつも、シアヌーク派とソン・サン派の反共二派を支持してきた。
- 3) 『朝日新聞』1989年7月29日。
- 4) 添谷芳秀「日本外交の中のベトナム」西原正・ジェームス・W・モーリー編『台頭するベトナム—日米はどう関わるか』中央公論社、1996年、246ページ。他方、岡部は、アメリカの対カンボジア・ベトナム政策の転換によって、結果的にうまくいったにすぎないと厳しい見方を示している（岡部達味「ポスト・カンボジアの東南アジアと日本」岡部達味編『ポスト・カンボジアの東南アジア』、日本国際問題研究所、1992年、3-4ページ）。
- 5) Ken Berry, *Cambodia—From Red to Blue: Australia's Initiative for Peace*, Allen & Unwin, 1997, pp.100-101.
- 6) 河野雅治『和平工作—対カンボジア外交の証言』岩波書店、1999年。
- 7) 池田維『カンボジア和平への道—証言 日本外交試練の5年間』都市出版、1996年。
- 8) この和平プロセスには1990年に在タイ大使館公使、1991年に在カンボジア SNC 公使、1992年駐カンボジア大使として今川幸雄も深くかかわり、特に東京会議以降は、今川がプノンペン政府との交渉を、池田が三派連合政府の交渉を担当するようになり、役割分担をしていた（池田、前掲書、99ページ、今川幸雄『カンボジアと日本』連合出版、2000年、91ページ）。今川の回想録は個々の外交交渉について詳述しているが、カンボジア和平に対する日本外交の全体像についてはほとんど記述がないので、本稿では分析対象としなかった。
- 9) 小笠原高雪「インドシナ外交戦略の変容」末廣昭・山影進編『アジア政治経済論』2001年、355ページ。
- 10) 波多野澄夫「カンボジア問題と日本外交」波多野澄夫・佐藤晋『現代日本の東南アジア政策【1950-2005】』早稲田大学出版会、2007年、206-207ページ。
- 11) 「国際協力構想」および「平和のための協力」については、庄司貴由「竹下内閣と国連平和維持活動—国連ナミビア独立支援グループ（UNTAG）参加問題と外務省—」『国際政治』160号（2010年10月）、137-151ページを参照。
- 12) 「ロンドン市長主催午餐会における竹下登内閣総理大臣スピーチ『日欧新時代の開幕』」、データベース『世界と日本』<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>、2013年12月25日参照。
- 13) 池田、前掲書、18-19ページ。
- 14) 「第3回国連軍縮特別総会一般討論における竹下登内閣総理大臣演説」、データベース『世界と日本』<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>、2013年12月25日参照。
- 15) 池田は、「平和のための協力」構想について「日本が単に経済・資金面のみならず、種々の外交努力の面や人員派遣の面でも、国際紛争の解決のために貢献しなければならぬとする考え方」と解説する（池田、前掲書、19ページ）。
- 16) 外務省国連政策課「決裁書『国際平和維持活動への人的協力のための作業グループ』の設置について」1988年5月30日〔決済終了6月3日〕（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-3）。
- 17) 外務大臣から西独・米・英・フィンランド・墺・デンマーク・ノルウェー・スウェーデン・仏・加あて「国際的平和維持活動への要員協力（調査訓令）」電信1988年5月

27日（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-2）。

18) この電信では、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」等を根拠に、一般職の公務員派遣は現行法上可能と解説している。

19) 国連政策課「国際的平和維持活動・人的協力作業グループ」1988年6月15日（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-19）。

20) 事務局（国連政策課）「国際的平和維持活動に対する要員派遣 一省内作業グループの中間報告一」1988年7月27日（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-24）。

21) 国連政策課『『国際的平和維持活動・人的協力作業グループ』第三回会合用資料』1988年6月30日および作業グループ担当レベル「担当レベルの作業に関するとりあえずの報告」1988年6月28日、12ページおよび別添概念図。（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-23）。

22) 担当者レベル会議で配布された資料では、この人材センターに「平和協力事業団」という名称がつけられていた（「担当レベル会議配布資料」1988年6月23日（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-20））。

23) 事務局（国連政策課）「国際的平和維持活動に対する要員派遣一省内作業グループの中間報告一」1988年7月27日（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-24）。

24) 「第3回国連軍縮特別総会一般討論における竹下登内閣総理大臣演説」、データベース『世界と日本』<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>、2013年12月25日参照。

25) 事務局（国連政策課）「国際的平和維持活動に対する要員派遣一省内作業グループの中間報告一」1988年7月27日（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-24）。

26) 事務局（国連政策課）「国際的平和維持活動に対する要員派遣一省内作業グループの中間報告一」1988年7月27日（外務省外交史料館蔵、開示文書整理番号01-904-24）。

27) 『朝日新聞』1989年4月30日。

28) 『朝日新聞』1989年5月3日、1989年5月9日。

29) 『朝日新聞』1989年5月3日。

30) 『朝日新聞』1989年5月1日、5月4日。

31) 『朝日新聞』1989年7月23日、7月27日、7月28日。

32) 『朝日新聞』1989年7月29日、1989年8月1日。今川、前掲書、69ページ。

33) 河野、前掲書、28-29ページ。実際に第三委員会共同議長となった今川の前掲書には、パリ和平会議の様子が詳述されている（今川、前掲書、第4章）。

34) 『朝日新聞』1989年7月29日。

35) 『朝日新聞』1989年8月19日。

36) 『朝日新聞』1989年8月25日。

37) 『朝日新聞』1989年8月28日。第三委員会での合意形成については、今川、前掲書、79-80ページを参照。

38) 松井（吉澤）佳子「カンボジア和平プロセスにおけるオーストラリア提案一提案の形成過程にみるミドルパワー外交」『法学政治学論究』第43号（1999年11月）、257-258ページ。

39) Berry, *ibid.*, Ch.2.

40) 松井、前掲論文、265-266ページ。

41) 河野、前掲書、37ページ。

42) 池田、前掲書、222ページ。

43) 河野、前掲書、38ページ。

44) 同書、38ページ。

45) 同書、47ページ。

46) 同書、47ページ。

47) 同書、47ページ。

48) 同書、53ページ。

49) 同書、48ページ。

50) 同書、45-46ページ。

- 51) 同書、45 ページ。
- 52) 同書、29、49 ページ。
- 53) 同書、44 ページ。
- 54) 同書、32-35 ページ。
- 55) 同書、35 ページ。各派から権力を一旦剥奪することについて、河野はカンボジアの「中立化」と表現している（同書、44 ページ）。
- 56) 同書、44 ページ。
- 57) 同書、45 ページ。
- 58) 池田、前掲書、95 ページ。
- 59) 河野、前掲書、31-32 ページ。池田、前掲書、131 ページ。ポール・ポト派によるこの攻勢を成功として評価しているものとして、クリストフ・ペシュ著、友田錫監訳『ポール・ポト派の素顔』（NHK 出版、1994 年、344-345 ページ）が挙げられる。
- 60) 池田、前掲書、95 ページ。
- 61) 河野、前掲書、45 ページ。
- 62) 同書、46 ページ。
- 63) 池田、前掲書、60 ページ。
- 64) 同書、131 ページ。
- 65) 同書、77 ページ。
- 66) 同書、77 ページ。
- 67) 河野、前掲書、49 ページ。
- 68) 池田、前掲書、208 ページ。
- 69) 同書、209 ページ。
- 70) 同書、210 ページ。
- 71) 同書、15 ページ。
- 72) 同書、208 ページ。
- 73) 小倉貞男も「カンボジア和平実現によるインドシナの新しい枠組みは、カンボジアの主権を尊重し、領土保全、中立の国家として国際社会が認めるものでなければならない。このことは、カンボジアの国民和解を達成させるうえできわめて重要な課題である」と指摘している（小倉貞夫「ポスト冷戦とカンボジアの国民和解、三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』国際問題研究所、1993 年、163 ページ）。
- 74) 河野、前掲書、45 ページ。
- 75) 池田、前掲書、26 ページ。池田は、こうした日本の態度に関して、『『部外者』の立場を保つことは、日本外交にとって、ある時期まで何らの痛痒をも感じさせないものだった」としている。
- 76) 同書、71 ページ。
- 77) 同書、71-72 ページ。
- 78) 3 人の政治的経歴については、河野、前掲書、82-83 ページ。
- 79) 池田、前掲書、32 ページ。
- 80) 同書、32 ページ。
- 81) 日本の経済的貢献に対する期待感について、池田は、次のように述べている。「日本との関係をどう位置づけるかということについても、政策顧問たちは、彼らなりの考え方を持っていた。それは全面的に首肯しうるものかどうかは別として、ほぼ次のようなものだった。将来、カンボジア問題が解決した後、日本の資本や技術が、ベトナムを含むインドシナ全域に大々的に投入されることになるだろう。その時、タイの経済力をもってしては、たとえそれがテイク・オフの時期にあるとしても、とても日本の経済力に太刀打ちできそうもない。しかし、日本はこの地域についての知識も経験も欠如している。それに、日本が大々的に進出することについては、アジアにおいて警戒心を持つ国も出てくるだろう。それならば、日本とタイと一緒に組んで出ていくことにしてはどうか。つまり、日本の資本と技術に、タイの経験とノウ・ハウを結びつけるのである。」（同書、33 ページ）
- 82) 同書、33-34 ページ。

- 83) 河野、前掲書、78-79 ページ。
- 84) 池田、前掲書、93 ページ。
- 85) 同書、26 ページ。
- 86) 同書、87 ページ。
- 87) 同書、87 ページ。
- 88) 河野、前掲書、29 ページ、池田、前掲書、130 ページ。
- 89) 河野、前掲書、24 ページ。
- 90) 同書、21-22 ページ。具体的な距離の取り方に関して、河野は、「中国としてはカンボジアに和平が実現した後も、暫定的にクメール・ルージュをカンボジア政府の中に温存しておく必要を強く感じていた。しかしそれが確保される限りにおいては、ポルポトを始めとするジェノサイド政策の責任者が新政府の中枢から排除されてもやむなしと考え始めていた」と推察している。
- 91) 池田、前掲書、130-131 ページ。
- 92) 同書、214-215 ページ。
- 93) 同書、132 ページ。
- 94) 同書、60 ページ。
- 95) 「第15回主要国首脳会議における政治宣言：中国に関する宣言」データベース「世界と日本」<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>、2013年12月25日参照。
- 96) 徐顕芬『日本の対中 ODA 外交：利益・パワー・価値のダイナミズム』勁草書房、2011年、161-164 ページ、三宅康之「六・四（第二次天安門）事件 1989-1991年」高原明生・服部龍二編『日中関係史 1972-2012 I 政治』東京大学出版会、2012年、233-246 ページ。『朝日新聞』1989年12月6日。
- 97) 池田、前掲書、127 ページ。